

漂流し疎外される被災者を生まない

やまなか しげき
山中 茂樹 (関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員)

東日本大震災の被災地から県外に脱出する人が相次いでいる。家を失い被災地での生活が困難になった人たちや、家は無事でも原発事故で避難を強いられた人たちだ。大半の人たちは一時避難の心積もりだろうが、1995年の阪神・淡路大震災では多くの被災者が心ならずも故郷との絆を断たれ、全国を「漂流」することになった。政府、被災自治体、そして受け入れ自治体は、かつての過ちを繰り返すことなく、初期段階から被災者たちを確実に帰還させるプログラムを立案し、情報・生活支援を整える必要がある。

一時避難のはずが……

阪神・淡路大震災で「戻りたいけど戻れない」状況に陥った県外被災者の実数は、いまだに定かでない。兵庫県は5万4700人、内閣府の非公式資料は12万人と言っている。95年9月に市民団体が創刊した県外被災者の支援機関誌「りんりん」は、愛する故郷を離れた人たちの切実な声を伝える。

「家は全壊し、病氣入院中だった夫は震災後、死亡した。自分もバートの勤め先を解雇され、1年間家賃が無料だということで、実家に近い松山に移った」(女性40歳)。「震災で解雇され、社宅を退去させられた。実家は全壊。母は負傷して入院し、長男は大学受験、長女は就職活動中。やむなくばらばらに避難した」(男性52歳)。

そして、疎開先では「父は震災後、ストレスにより入院、子供は学校で関西弁をからかわれ登校拒否に。職は見つかったが収入は大幅にダウンした。被災地を見捨てた後ろめたさと、1日も早く帰りたいという思いでいっぱいです」(福岡へ移住した男性)と痛切な胸の内を吐露している。

「りんりん」の発送先はピーク時、青森を除く46都道府県、約4000人に上った。当然、頼る人も少なく、見知らぬ土地での生活だ。機関誌に寄せられた投稿は屈辱の疎開生活をつづる。文化住宅の一室を借りるにも1年間の給与明細書の提出を迫られ、「病氣になって働けなくなったら、出て行ってほしい」と念書を取られ、火事を出してはいけないと1年間のてんぷら禁止を言い渡されるなど耐え続ける毎日だった。

受け入れ先の自治体が被災者支援策について無理解であることも問題を生む。98年、被災者生活再建支援法の成立に伴って大震災で住まいを失った被災者に対して、自立支援金が支給されることになった。阪

神・淡路大震災で関西の地方都市に疎開し、公営住宅に入り生活保護を受けていたある女性は、居住地の福祉事務所から、この支援金を収入として生活保護費から差し引くと通告された。

しかし、既に63年に当時の厚生省から「災害などによって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金、見舞金のうち、自立更生にあてられる額は収入として認定しない」との次官通達が出されている。疎開先の自治体は、この通達の内容を知らなかったのだ。知人のアドバイスで抗議し、担当者も当初の方針を撤回、収入認定しないことになったが、こんな理不尽な取り扱い他にもあったと考えられる。

中堅層の転落

さらに、自宅を再建したものの被災した家との二重ローンなどで経済的に破綻し、ホームレスになった人もいる。阪神・淡路大震災では、もともとは住居や所得といった経済的な基盤を持ちながらも、震災により「食のスパイラル」に陥った中堅層への支援策がほとんどなく、この階層が最も「脆弱な階層」だったと言われている。

当災害復興制度研究所の研究員が2009年に実施した調査によると、住所が把握できている県外被災者の8割が「一時的避難」「数年で戻るつもり」だった。しかし、故郷を離れた途端に支援情報が途切れ、公営住宅に受け入れてくれた自治体も1年、2年が経つと住民票の移転を迫るようになる。住民票を移せば、被災地を対象とした支援から外れてしまう。さらに、被災地に建った復興住宅への応募は、仮設住宅居住者が優先された。

前述の「りんりん」への投稿者らの訴えを総合

すると、次のようになる。大災害は必ず広域避難者を生む。日本のどこへ避難しても生活を再建できるよう「属地主義の壁」をなくし、全国の自治体が被災地と同等の支援を実施する全国共通の生活再建システムを創設せよ。一時的に転居した場合は、住民票の移動をせず、転居先の市町村に避難地登録を行う制度を設けよ。自宅敷地の手入れなどで一時帰郷する際は、宿泊代や交通費がかさむ。空いている仮設住宅を使えるような制度を設けよ――。

だが、16年が経ったいま、どの要求も実現していない。00年の三宅島噴火、04年の新潟県中越地震でも被災者は全国に散らばった。漂流し、疎外される被災者。この国は長らく被災者の生活再建を自助努力、自己責任としてきた。しかし、その論理はもう通用しない。東日本大震災では国が率先して、①県外避難者の被災者台帳を整備し、被災自治体と受け入れ自治体が共有する、②被災地の支援情報が届くように情報システムを構築する、③避難先を災害救助法上の分散仮設住宅とみなし、支援の対策を講じる――といった態勢を早急に整える必要があるだろう。

阪神・淡路大震災では、県外へ避難した人の約7割が震災発生から3カ月以内に疎開している。対策を講じるのは今しかない。



故郷への思いは強い(福島県双葉町からさいたまスーパーアリーナに避難し休む人々)